

11. 工事書類の提出及び提示について
 工事書類の提出及び提示は、「工事書類簡素化(試行)要領」(平成27年10月1日以降契約に適用)に基づいて行うこと。
 なお、要領・資料については以下の工事管理室ホームページからダウンロードすること。
http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html

12. 工事着手日について **平成28年4月27日**
 本工事は、契約着手日を**平成28年4月20日**と設定し、工期の設定及び積算を行っているが、実際の着手日が前後しても設計変更の対象とはならない。

13. 舗装切断時に発生する濁水の処理について
 請負者は、舗装切断作業を行いながら濁水を吸引のうえ、タンク等に貯留し、作業後すみやかに濁水を処理施設へ運搬し処分すること。
 また、濁水を処理する業者を、産業廃棄物の汚泥の中間処分業の許可を得ており、産業廃棄物管理票(マニフェスト)にて管理できるものから選定する。

建設副産物分類	建設廃棄物	産業廃棄物	汚泥	中間	脱水(埋立)	※詳細は、産業廃棄物ガイドによる
処理施設名及び住所	(協)公清企業		東)中沼45-23	TEL792-3770		
受入れ条件	・有機、無機 ・受入れ条件については、確認を要する ※中間処理施設、最終処理(埋立等)は別事業者にて委託					

14. 北海道循環資源利用促進税(以下、循環税という)について
 当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。
 当該工事では(必要な場合については)循環税相当額を見込んでいます。

15. 埋戻し材料等の仮置き場の設置について
 埋戻し材料、路盤材、残土等を仮置きする場所(以下、仮置き場)を設置する場合は、極力、近隣に住宅、病院、学校などがある場所を避けること。
 仮置き場を設置する際には、位置や周辺状況などを監督員に報告し、確認を受けること。

16. 提出書類の両面印刷について
 提出資料(施工計画書、工事写真、出来高管理資料、品質管理資料等)については、可能な限り両面印刷で作成して紙の減量化を図るなど環境負荷の低減に努めること。

17. 火災保険等
 工事目的物および工事材料等に火災保険、建設工事保険、組立保険等の内、1以上の保険(火災に対する保証を含むもの)を付保するものとする。
 1) 保険の期日 始期:現場着手
 終期:しゅん功期限+14日以上
 2) 保険金額は請負代金全額とする。

18. 夜間切替の埋戻しについて
 夜間切替個所の埋戻しは、仮埋戻しで転圧作業は行わず、日中に再度埋戻しを行うこと。

19. 外面特殊塗装管について
 (1) ダクタイル鋳鉄管外面特殊塗装は、日本ダクタイル鉄管協会規格JPDA Z-2009に基づいた特殊塗装とする。
 (2) 工場塗装及び現場塗装の種類は、DDとする。
 (3) 現地塗装の色は、灰色とし、他のダクタイル鋳鉄管等の塗装と区別をする。また、エポキシ樹脂塗装は、JIS K 5551の2種に適合するものとする。なお、塗膜が水道水と接触する場合には、JWWA K 135に適合するエポキシ樹脂塗装を用いるものとする。
 (4) 管路部の弁室内における露出配管部については、管布設前に現地塗装することとし、弁室内コンクリート打設後の露出部を再度塗装すること。また、管布設時に損傷させた場合については、基準の塗料で補修すること。
 (5) 出来形管理基準及び規格値は、札幌市土木工事共通仕様書の道路編・鋼橋上部・橋梁現場塗装工に準拠することとし、管路部の弁室内における露出配管部は1点塗膜厚を測定すること。

20. 中間技術検査について
 本工事は、中間技術検査の対象工事とする。また、中間技術検査の詳細については別途監督員の指示による。